

(議長)

日程第4、報告第1号、平成26年度健全化判断比率及び資金不足比率についてを議題と致します。

提案理由の説明を求めます。

「町長」

議長。

(議長)

「町長」。

「町長」(提案説明)

報告第1号、平成26年度健全化判断比率及び資金不足比率についてでございます。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第22条第1項の規定に基づき、健全化判断比率及び資金不足比率について報告するものでございます。

担当課長の概要説明をもって報告とさせていただきますので、宜しくお願い申し上げます。

(議長)

はい、「財政課長」。

「財政課長」(補足説明)

それでは、まず健全化判断比率の方からご説明致します。議案書の方は2頁となります。

表の左の方からでございますが、実質赤字比率でございます。一般会計等の決算額に赤字が生じた場合の比率でございますが、26年度決算におきまして赤字が生じませんでしたので、比率はございません。

次に、連結実質赤字比率でございますが、他の特別会計、公営事業会計との連結決算の赤字の比率でございますが、これにつきましても赤字が生じませんでしたので、比率としてはございません。

次に、実質公債費比率でございます。町の財政規模のうち償還金の額が占める割合を表すものでございますが、26年度決算におきまして14.9パーセントとなり、前年度から0.7ポイント下がったものでございます。

最後に、将来負担比率でございますが、借入の残高など将来負担しなければならない額の度合いを表す比率でございますが、95.1パーセント、前年度より6ポイント上昇したものでございます。

なお、各欄の括弧書きの数字でございますが、早期健全化基準でございまして、この数値を超えますと早期健全化団体となり、財政健全化計画の策定、そういったものをしなければならな

いという基準でございます。

次に3頁となります。資金不足比率でございます。水道事業会計が全部で4事業会計の資金不足比率でございますけれども、いずれも資金不足が生じませんでしたので、比率はございません。以上、簡単ではございますが、説明を終わらせて頂きます。

(議長)

以上で、提案理由の説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑希望ありませんか。

質疑希望ありませんので、質疑を終結致します。

報告第1号については、これをもって報告済みと致します。

(議長)

日程第5、報告第2号、平成26年度江差町一般会計継続費精算報告書についてを議題と致します。

提案理由の説明を求めます。

「町長」

議長。

(議長)

「町長」。

「町長」(提案説明)

報告第2号 平成26年度江差町一般会計継続費精算報告についてでございます。

継続費の最終年度が終了したことから、地方自治法施行令第145条第2項の規定により報告するものでございます。

担当課長の概要説明をもって報告とさせていただきますので、宜しくお願い申し上げます。

(議長)

はい、「財政課長」。

「財政課長」(補足説明)

それでは、議案書は16頁の方ご覧頂きたいと思えます。

江差中学校改築整備につきましては、平成24年度に補正致しまして、24年度から26年までの3カ年、継続費として補正したものでございます。継続費におきましては、最終年度が終了しましたら、法令の規定に基づき報告するものでございまして、16頁の内容の通り報告するものでございます。各年度の計画額、実績額、記載の通りでございますので、詳細は割愛させていただきます。

と思います。宜しくお願いします。

(議長)

以上で、提案理由の説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑希望ありませんか。質疑希望ありませんので、質疑を終結致します。報告第2号は、これをもって報告済みと致します。

(議長)

次に日程第6から日程第14までの各議案については、平成26年度における各会計の決算認定であります。

認定第1号、平成26年度江差町一般会計歳入歳出決算の認定についてから、認定第9号、平成26年度江差町水道事業会計決算の認定についてまでの各会計認定の9議案について、一括して議題と致します。

一括して、提案理由の説明を求めます。

「町長」

議長。

(議長)

「町長」。

「町長」(提案説明)

ただいま一括上程となりました、認定第1号平成26年度江差町一般会計歳入歳出決算の認定について及び認定第2号から第8号までの各特別会計歳入歳出決算の認定について並びに認定第9号平成26年度江差町水道事業会計決算の認定についてでございます。

9会計の歳入歳出決算につきまして、地方自治法第233条第3項及び地方公営企業法第30条第4項の規定により、監査委員の意見を付して議会の認定を求めるものでございます。

認定第1号から第9号まで、ご審議の上、認定頂きますよう、宜しくお願い申し上げます。

(議長)

以上で提案理由の説明が終わりました。

お諮りします。ただいま、一括議題となりました認定第1号から認定第9号までの各議案については、平成26年度江差町各会計決算審査特別委員会に付託の上、閉会中の継続調査とすることと致します。また、審査に当たっては、地方自治法第98条第1項の規定により、検閲・検査の権限を特別委員会に委任したいと思いますが、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

(議長)

異議なしと認めます。

よって、認定第1号から認定第9号までの決算認定については、平成26年度江差町各会計決算審査特別委員会に付託の上、閉会中の継続調査とすることとし、また、審査に当たっては、地方自治法第98条第1項の規定による検閲・検査の権限を特別委員会に委任することに決定致しました。

(議長)

日程第15、発議第8号、安全保障法制関連法案の撤回、廃案を求める意見書の提出についてを議題と致します。

なお、発議第8号は、国会での法案採決の喫緊に行われる見通しでありますので、他の発議に先駆けて審議することに致します。

提案理由の説明を求めます。提案者である小野寺議員から提案理由の説明の申し入れが事前にありましたので、これを許します。発言は簡潔・明瞭にお願い致します。

「小野寺議員」

議長。

(議長)

「小野寺議員」。

「小野寺議員」(提案説明)

ただいま議長からもお許しを頂きましたが、議運の取り計らいも頂きまして、他の意見書の審議と切り離して議題、議事日程に入れさせて頂きました。大変ありがとうございます。

それで、ただいま上程されております、日程第15、発議第8号、安全保障法制改定、関連法案の撤回、廃案を求める意見書の提案説明を簡潔に申し上げたいと思います。

先程、議長もお話ありましたが、今日も集中審議、参議院特別委員会で行われております。今の日程でいいますと、明日、明後日、中央及び地方の公聴会、そして次、17日にはもしかしたら特別委員会で採決か、ですぐ緊急上程で本会議に可決されるかもしれないと。そういう緊迫した状況になっております。故に、今回この意見書を提案するものでございます。簡潔に2点、補足的な意味合いで趣旨説明をさせて頂きたいと思います。

この意見書案にも上段の方にありますが、まず1点目として強調したいのは、今回の政府が平和安全法案と言っておりますが、この法案は憲法違反と色々な段階で言われていることでもあります。もちろん、国会の場でも憲法学者が憲法違反と言っておりますし、先だつてこの文書には間

に合わなくて書いておりませんが、いわば憲法の番人と言われております最高裁の長官、朝日新聞等、他のマスコミにも見解を述べておりました。まさしく今のこの法案は、憲法違反であると。安倍首相、自民公明内閣の進めているこの法案については全くわからんと、いうことを断じておりました。これが1点でございます。

もう2点目は、この意見書の下段の方にもあります、今日の国会でも先程ニュース少し聞きましたが、安倍総理がこの最近言っているのは、国際情勢が大きく変わっているということで、今日も何度も言っておりましたが、例えば中国との関係など。しかし、皆さんご存知かと思いますが、この法案を説明する時、及び昨年閣議決定する時に言っていたのは、例えばホルムズ海峡で機雷が落とされた時にそれを掃海するのだと。それから、アメリカ軍に助けられた、艦船に助けられた日本人を助けるのだと。で、今それは殆ど覆されておるのです。つまり、この法案の言っていることが殆ど崩されていて、ましてや国際政治の大きな変化ということであれば、まさしく憲法9条を中心とした平和安全外交、そして今災害が日本だけでなく、全世界で起きております。それを支援するとか、それをすべきであって、あたかも何か紛争を助長するかのとき、あの今のやりとりについては、全く私は賛同できない。

そういう意味で、結論でございますが、この記として、1、政府には憲法を守り、生かし、武力によらない恒久平和の実現に向け、全力をつくすことを求め、集団的自衛権行使を可能にする本法案を直ちに撤回、廃案とすることを求める、ということをご皆さん方に全員の賛同でこの意見書、採択されることをお願い致しまして、私の趣旨説明と致します。どうぞ宜しくお願いします。

(議長)

以上で提案理由の説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑希望ありませんか。ありませんか。

(「なし」の声)

(議長)

お諮りします。本案については、討論を省略し、直ちに採決したいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

(議長)

異議なしと認め、直ちに採決致します。

(議長)

発議第8号について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(議長)

挙手少数であります。

よって発議第8号については、否決されました。